

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

全国説明会資料

- この資料は、昨年12月以降にお送りした事務連絡・資料等の内容を基に作成したものです。
- 内容については、今後、地方公共団体の御意見等を伺いながら、整理してまいります。

平成31年4月16日（火）

厚生労働省子ども家庭局
家庭福祉課母子家庭等自立支援室

目 次

| | |
|-----------|----|
| 1. 給付金の概要 | 4 |
| 2. 支給対象者 | 5 |
| 3. 基準日 | 11 |
| 4. 給付額 | 11 |
| 5. 支給手続 | 11 |
| 6. 予算 | 13 |
| 7. 広報 | 17 |
| 8. その他 | 20 |

1. 給付金の概要

(1) 趣旨

平成 31 年度税制改正大綱策定に向けた昨年 12 月の与党政調会長間の合意において、
・ 2019 年 10 月から消費税率が引上げとなる環境の中、子どもの貧困に対応するため、
・ ひとり親に対し、住民税非課税の適用拡大の措置を講じつつ、更なる税制上の対応の
要否等について、2020 年度税制改正大綱において検討し、結論を得るとされたこと
を踏まえ、臨時・特別の措置として、児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親に
対して、2019 年度において 1.75 万円の支給を児童扶養手当に上乗せする形で行うこと
とされた。

これを受け、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給事業を実施
することとしたもの。

(2) 名称

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「未婚の臨時給付金」と
いう。）

(3) 実施主体

都道府県、市（特別区を含む。以下同じ。）及び福祉事務所を設置する町村（以下「都
道府県等」という。）

※ 都道府県等において、未婚の臨時給付金の支給事業を実施するに当たり、基本的
な仕組み等を「実施要綱」等の形で策定。

※ 福祉事務所を設置しない町村においても、児童扶養手当と同様、未婚の臨時給付
金に係る周知広報や申請受付事務等を実施。

(4) 支給対象者

支給対象者は、以下のすべての要件に該当する者を基本とする。

- ① 2019 年 11 月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ② 基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者（同日において、事実婚
をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者に限る。）

(5) 基準日

2019 年 10 月 31 日

(6) 給付額

17,500 円

(7) 費用

全額国庫負担（10／10）

2. 支給対象者

(1) 支給対象者の要件

- ア 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- 2019年11月分の児童扶養手当とは、児童扶養手当の受給者に2019年11月分として2020年1月期に支給される児童扶養手当のことである。
 - 児童扶養手当の受給資格者等の前年所得や公的年金等が、全部支給停止となる額以上である場合は、未婚の臨時給付金の支給対象とはならない。
 - 養育者については、未婚の臨時給付金の支給対象とはならない。
 - ※ 「父又は母かつ養育者」である場合は、父又は母として取り扱う。
 - ※ 養育者が基準日までの間に対象児童と養子縁組を行った場合は、対象児童の父又は母となるため、支給要件に該当する。
 - 2019年8月の現況届が未提出の場合は、2019年11月分の児童扶養手当の支払が差し止められるため、現況届を提出しない限り、未婚の臨時給付金の支給を行わない。
 - 未婚の臨時給付金の支給を受けた後、基準日前まで遡及して児童扶養手当の資格を喪失した場合や、市町村民税の修正申告等により平成30年所得額に変更があり、児童扶養手当の所得制限限度額を超えた場合は、未婚の臨時給付金の返還を求ることとなる。
- イ 基準日において、これまでに法律婚をしたことがない者
- 現に未婚で出産した子を監護等している場合であっても、過去に法律婚をしたことのある場合は、未婚の臨時給付金の支給対象とはならない。
 - 法律婚をしたことがないことについて、戸籍謄本(抄本)の提出を求めて、申請者の婚姻歴を確認する。
 - ※ 児童扶養手当の新規認定請求の手続等により、未婚の臨時給付金の担当課室が申請者の戸籍謄本(抄本)を有する場合であっても、児童扶養手当と未婚の臨時給付金は別制度であるため、別途戸籍謄本(抄本)の提出を求めることする。
 - 申請時の本籍地の戸籍謄本(抄本)だけでは、過去の婚姻歴をすべて確認することができない場合があるが、当該戸籍謄本(抄本)の提出に加え、これまでに婚姻をしたことがない旨の誓約書の提出を求めて、婚姻歴の確認を行うこととして差し支えない取扱いとする。

○ 外国人の場合、戸籍謄本（抄本）の提出に代えて、これまでに婚姻をしたことがない旨の誓約書の提出を求めるとともに、必要に応じて新規認定請求時に提出された書類等により婚姻歴の確認を行うこととする。

○ 寡婦控除の適用を受けていることを確認した場合は、過去に婚姻歴があると推定されることから、仮に未婚の臨時給付金の申請があった場合、本人から婚姻歴等に係る事実関係の確認を十分行い、給付金の支給の審査を行うこととする。

ウ 基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者

○ 児童扶養手当の受給者は、毎年の現況届等により事実婚の状態の確認が行われているため、未婚の臨時給付金のために改めて事実婚をしていない旨の申立書や事実婚解消等調書等の提出を求めるることは不要である。

○ 「父（又は母）が障害の状態にある児童」を監護等している母（又は父）であって、父と母が事実婚の状態にある場合は、未婚の臨時給付金の支給対象とはならない。

○ 「父（又は母）が引き続き1年以上遺棄している児童」「父（又は母）がDV防止法の規定による命令を受けた児童」「父（又は母）が法令により1年以上拘禁されている児童」を監護等している母（又は父）であって、父と母が事実婚の状態にある場合は、未婚の臨時給付金の支給対象とはならない。

※ ただし、実態において相手方との事実婚が解消されている場合は、支給要件に該当する。この場合、「父母が婚姻（事実婚）を解消した児童」を監護等している母（又は父）となり、児童扶養手当の手続において、事実婚の解消に係る申立書や事実婚解消等調書等の提出を求める必要がある。

○ 基準日において事実婚の状態にある場合であっても、事実婚の相手方の生死が明らかでない場合は、給付金の支給要件に該当する。

（2）支給対象者が基準日の翌日以後に死亡した場合

支給対象者が基準日の翌日以後に死亡した場合は、その者の対象児童であった者が支給の対象となる。

※ 対象児童であった者が2人以上いる場合は、そのうち1人が支給の対象となる。

（3）支給対象者が基準日の翌日以後に児童扶養手当の資格を喪失した場合

支給対象者が基準日の翌日以後に児童扶養手当の資格を喪失した場合であっても、未婚の臨時給付金の支給要件に該当している場合には、未婚の臨時給付金を支給する。

未婚の臨時給付金 支給対象者フローチャート

(養育者)

児童扶養手当受給者
者のうち、①父又
は母、②養育者の
いずれに該当する
か。

(支給を受けない)

※「父かつ養育者」
「母かつ養育者」の場
合は、①父又は母に該
当。

2019年11月分の
児童扶養手当の支
給を受けるか。

(父又は母)

※「前年所得」又は
「公的年金等」により
全部支給停止となっ
ている場合は非該當。

(支給を受ける)

基準日（2019年
10月31日）にお
いて、これまでに
法津婚をしたこ
とがあるか。

(婚姻歴あり)

(事実婚状態
である)

(生死不明
でない)

事実婚の相手方
が生死不明の状況に
あるか。

支給対象

(生死不明
である)

基準日（2019年
10月31日）にお
いて、事実婚状
態にないか。

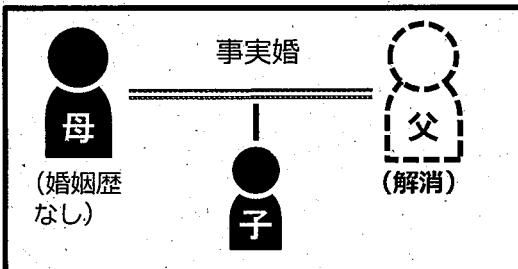
(事実婚
にない)

児童扶養手当の支給要件ごとの整理①

※例示は児童扶養手当の受給者が母の場合

①父母が婚姻を解消

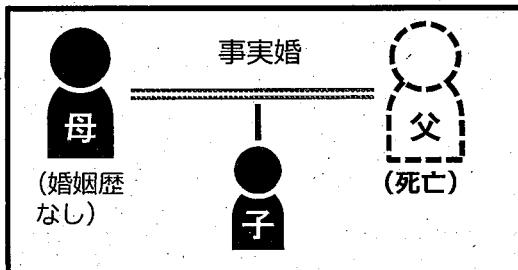
事実婚⇒解消



未婚の給付金
対象

②父が死亡

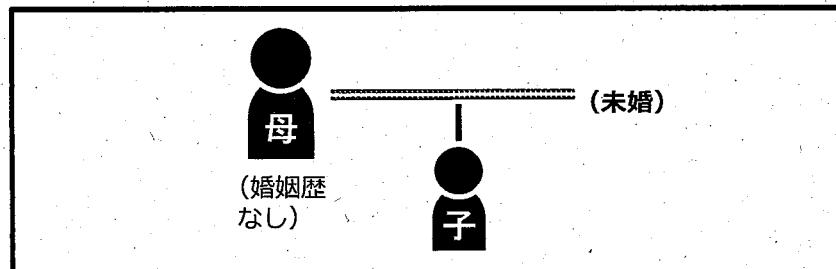
事実婚⇒父が死亡



未婚の給付金
対象

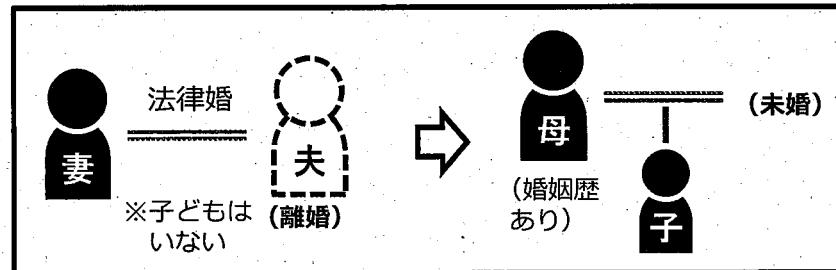
③母が婚姻によらないで懐胎（未婚）

未婚（婚姻歴なし）



未婚の給付金
対象

法律婚⇒離婚⇒未婚（婚姻歴あり）



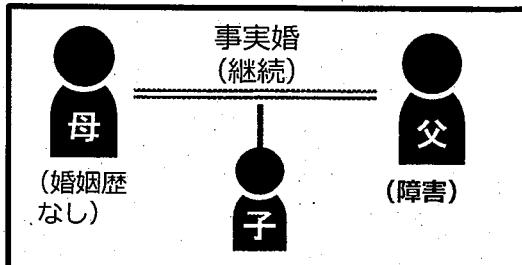
未婚の給付金
対象外

児童扶養手当の支給要件ごとの整理②

※例示は児童扶養手当の受給者が母の場合

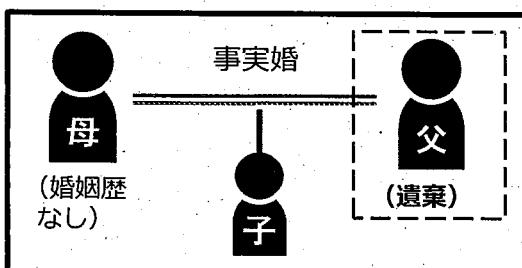
④父が障害の状態

事実婚（継続）



⑤父が引き続き1年以上遺棄

事実婚



事実婚を継続している場合

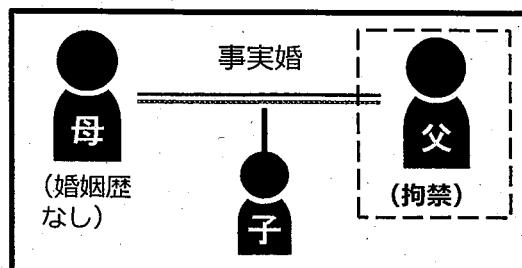
未婚の給付金
対象外

解消した場合
⇒支給要件①

未婚の給付金
対象

⑥父が引き続き1年以上拘禁

事実婚



事実婚を継続している場合

未婚の給付金
対象外

解消した場合
⇒支給要件①

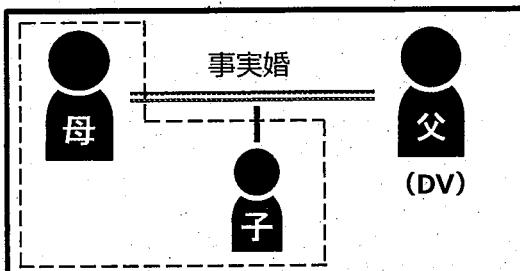
未婚の給付金
対象

児童扶養手当の支給要件ごとの整理③

※例示は児童扶養手当の受給者が母の場合

⑦父がDV防止法の規定による命令を受けた

事実婚



事実婚を継続している場合

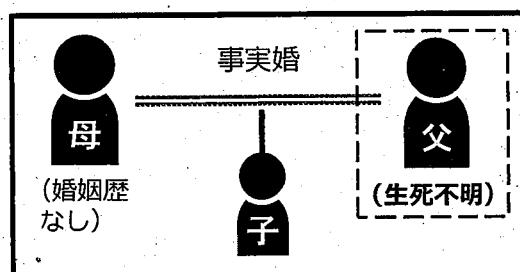
未婚の給付金対象外

解消した場合
⇒支給要件①

未婚の給付金対象

⑧父の生死が明らかでない

事実婚



事実婚を継続している場合

未婚の給付金対象

解消した場合
⇒支給要件①

未婚の給付金対象

3. 基準日

未婚の臨時給付金は、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母であることを支給の要件としているため、基準日を2019年10月31日としたもの。

※ 児童扶養手当受給資格者が基準日に新規認定請求をした場合は、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受けるため、未婚の臨時給付金の支給要件に該当する。

※ 一方、児童扶養手当受給資格者が基準日に資格喪失した場合は、2019年11月分の児童扶養手当の支給を受けないため、未婚の臨時給付金の支給対象とはならない。

4. 給付額

- 未婚のひとり親に対し、寡婦控除が適用された場合の標準的な減税額が、控除額35万円×所得税率5% = 17,500円となることを踏まえたもの。
※ 対象児童の数に関わらず、支給対象者1人につき一律に17,500円を支給する。
- 今回の給付措置は、臨時・特別に行うものであり、1回限りの支給とする。
- 未婚の臨時給付金については、所得税・個人住民税が課されない。また、支給対象者が生活保護制度内の被保護者等である場合、収入として認定しない取扱いとされている。

5. 支給手続

(1) 申請先自治体

- 支給対象者からの申請は、2019年11月分の児童扶養手当を支給する都道府県等に対して行う。
- ただし、2019年11月分の児童扶養手当を国が支給する児童扶養手当受給者（旧法認定者）からの申請については、基準日における住所地が市又は福祉事務所を設置する町村である場合は当該市等に、福祉事務所を設置しない町村である場合は都道府県に対して行う。

(2) 申請受付開始日及び申請期限

- 未婚の臨時給付金の申請受付開始日は、各都道府県等において設定することとなるが、児童扶養手当の現況届と同時に申請受付を行えるよう、原則として2019年8月1日としていただきたい。
- 申請期限は、各都道府県等において、申請受付開始日から4か月以上6か月以内の範囲で設定する。
- ただし、やむを得ない事由により、上記の申請期限までに申請することが困難となった者については、各都道府県等の規模、実情等に応じて、申請期限を延長して差し

支えない。

(やむを得ない事由の例)

- ① 災害等の事由により、申請期限までに申請ができなかった場合
 - ② 当初、平成 30 年度所得が児童扶養手当の所得制限限度額以上だったため、未婚の臨時給付金の支給対象者とならなかつた者が、その後の修正申告等により、当該所得が所得制限限度額を下回り、支給対象者の要件を満たすことが判明した場合であつて、当該判明時点が申請期限を既に過ぎていた場合
- なお、未婚の臨時給付金の支給は、2020 年 3 月 31 日までに終了させる必要があるため、上記の対応を行う都道府県等においては、留意願いたい。

(3) 申請勧奨

- 児童扶養手当の現況届のお知らせ時に、未婚の臨時給付金の申請書や広報チラシ等を同封して送付するとともに、現況届の手続時においても、職員から未婚の臨時給付金の支給要件等の説明及び申請の案内をするなどにより、確実に支給対象者に対する申請勧奨を実施していただきたい。
※ 2019 年 7 月に児童扶養手当の新規認定請求を行った児童扶養手当の受給資格者については、現況届の手續が不要となるため、個別に申請書等を送付することなどにより、申請勧奨を実施していただきたい。
※ 2019 年 8 月以降基準日までの間に、児童扶養手当の新規認定請求を行った者や、他の自治体から転入した者については、児童扶養手当の届出を受け付ける際に未婚の臨時給付金の案内をすることなどにより、申請勧奨を実施していただきたい。
- 未婚の臨時給付金の支給事務における児童扶養手当の情報の利用に当たっては、各自治体の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続（個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について、当該自治体の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続）が必要と考えられるため、留意願いたい。

(4) 申請手続

- 原則として、児童扶養手当の現況届の手續と同時に、未婚の臨時給付金の申請受付を実施する。なお、基準日前に申請を受け付ける場合、申請者は支給対象者に該当する見込みであることをもって申請することとなる。
- 申請方式は、窓口申請と郵送申請の 2 種類があるが、原則として児童扶養手当における手續（現況届、新規認定請求及び転入の手續など）の機会を活用し、窓口において申請受付を実施する。

- 未婚の臨時給付金の申請を行った者が、基準日までの間に児童扶養手当の資格を喪失した場合や他の自治体に転出した場合は、児童扶養手当の届出を受け付ける際に、未婚の臨時給付金の申請取下げ書の提出を求める。
- 他の自治体に転出する場合には、転出先の自治体で未婚の臨時給付金を再度申請する必要があるため、当該自治体での申請を勧奨していただきたい。また、転出先の自治体での申請時に提出することができるよう、戸籍謄本等の書類を返却していただきたい。
- 個別の事情により、代理申請が必要と認められる場合は、申請を行うべき者と代理人との関係を十分確認の上、代理申請を認めることとして差し支えない。

(5) 審査・支給決定

申請書の提出があった場合は、2019年10月31日の翌日以後、申請書の内容等を確認し、未婚の臨時給付金の支給要件に該当するか等の審査を行った上で、支給を決定する。

(6) 支給

- 未婚の臨時給付金の支給は、原則として、児童扶養手当の2020年1月期の支払日（2019年11月分の児童扶養手当の支払日）と同日に支払を行うこととする。
- ただし、上記の支払に係る支給の決定後に申請があったこと等により、上記支払日に支払をすることのできない支給対象者については、審査が終わった者から随時支払を行うこととして差し支えない。
- なお、未婚の臨時給付金の支給事業は、平成31年度予算により実施するものであるため、上述のとおり2020年3月31日までに支払を終了させる必要があることに留意願いたい。

6. 予算

(1) 国の予算額

- ア 事業費及び事務費（平成31年度予算）
約159億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）
- イ システム整備費（平成30年度補正予算（第2号））
約16億円の内数（母子家庭等対策総合支援事業）
※平成31年度に繰越

(2) 事務費の考え方

ア 対象経費

未婚の臨時給付金給付事務に必要な、超過勤務手当、管理職員特別勤務手当、賃金、職員旅費、需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費等）、役務費（通信運搬費、広告料、手数料等）、使用料及び賃借料、共済費（賃金職員に係る社会保険料）、報償費、委託料 など

イ 対象経費の具体的な内容

対象経費の具体的な内容としては、以下に要する費用を想定している。

・審査事務等に要する人件費

[申請の勧奨、申請書審査、システム入力・集計 など]

・申請書等の発送費用

[申請書送付料、支給決定通知送付料 など]

・口座振込手数料

・広報経費

[広報誌掲載料、チラシ等作成費 など]

・その他

[説明会議等に係る旅費、消耗品費、事務機器借上料 など]

※都道府県においては、上記のほか、市町村への伝達会議開催に要する経費

ウ 事務費の交付対象自治体

児童扶養手当と同様、福祉事務所を設置しない町村も未婚の臨時給付金の周知広報や申請受付事務等を行っていただくことから、当該町村に対しても事務費補助金を交付する。

(3) システム整備費

平成 30 年度補正予算（第 2 号）において、システム整備費に係る予算を計上している。事業内容については、平成 31 年 2 月 25 日付子ども家庭局長通知「児童扶養手当システム改修事業の実施について」のとおりであるため、確認願いたい。

(4) 補助率

事業費、事務費及びシステム整備費ともに全額国庫負担（10／10）

※ 事務費及びシステム整備費の基準額は「厚生労働大臣が必要と認めた額」であり、予算の範囲内において交付する。

※ 事業費について、総額に 500 円の端数が生じた場合には、これを切り捨てるところなく補助金を交付することとしたので、交付申請額等を算出する際に留意願いたい。

(5) 事業費及び事務費の算出

ア 事業費

事業費については、都道府県等において支給対象（見込み）者数の適切な把握に努められたい。

なお、支給対象（見込み）者数の算出例を参考としてお示しすると、以下のとおりである。

支給対象（見込み）者数の算出例

① + ② + ③ = 支給対象（見込み）者数

① 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母であって、「父母が婚姻を解消した児童」を監護等している者のうち、事実婚を解消したことにより手当が支給される者的人数（見込み）

② 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母であって、「父（母）が死亡した児童」を監護等している者のうち、父（母）と事実婚であった者的人数（見込み）

③ 2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母のうち、「母が婚姻によらないで懐胎した児童（いわゆる「未婚の母の子」）」を監護等している者的人数（見込み）

（留意点）

・上記①、②、③に該当する者であっても、未婚の臨時給付金の支給対象者の要件に該当しない場合があることに留意（例えば、「未婚の母の子」を監護等している父又は母であっても、過去に法律婚をしたことがあれば、未婚の臨時給付金の支給対象者とはならないことに留意）。

イ 事務費

事務費については、都道府県、市町村において給付事務に必要と見込まれる経費を計上されたい。

なお、事務費の算出に当たっては、平成27年度に実施した「子育て世帯臨時特例給付金」の基準額の算出方法を目安として算定されたい。

平成27年度の「子育て世帯臨時特例給付金」の基準額の算出方法

1 市町村当たり

基本分と加算分の合計額

- ① 基本分 300,000円
② 加算分 支給対象となる児童数 × 500円

(留意点)

- ・上記基準額の算出方法は、市及び福祉事務所を設置する町村における、6.(2)事務費の考え方で示した経費に要する費用についての目安である。ただし、上記①の金額（300,000円）には、システム整備費が含まれていることに留意（未婚の臨時給付金のシステム整備に要する費用については、平成30年度補正予算（第2号）において計上した補助金により交付するため、事務費には含まない）。
- ・上記②のうち、「支給対象となる児童数」は「支給対象者数」と読み替える。
- ・上記の基準額の算出方法について、都道府県においては、市町村への伝達会議開催に要する経費が発生する一方で窓口での申請受付事務がないこと等を、福祉事務所を設置しない町村においては、システム入力・集計作業や口座振込手数料が発生しないこと等を、それぞれ加味した上で、事務費の算定を行われたい。
- ・上記基準額の算出方法は、あくまで事務費の算定に当たっての目安を示したものであり、補助上限額を設定するものではない。

(6) 補助金の執行

ア 補助金の交付方法

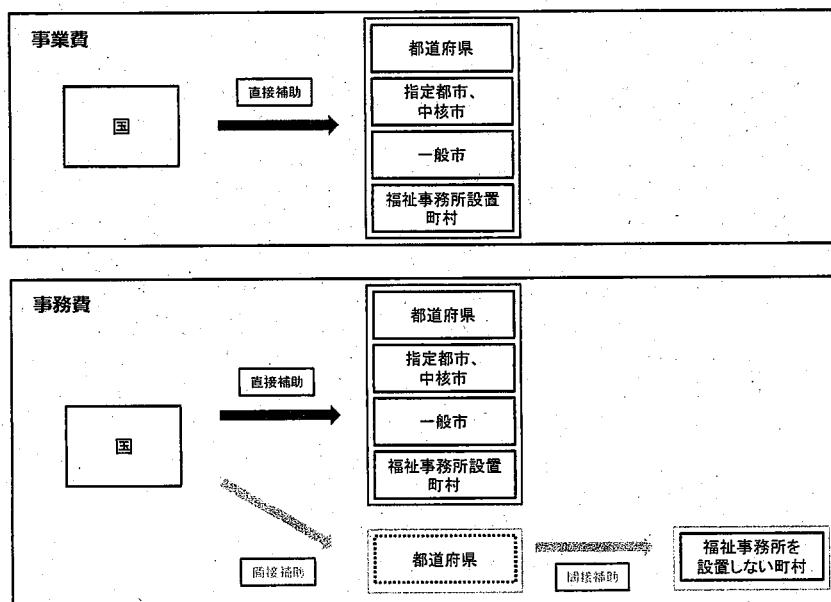
① 事業費

事業費については、都道府県等に対して、国からの直接補助により交付する。

② 事務費

事務費については、都道府県等に対しては国からの直接補助により、福祉事務所を設置しない町村に対しては都道府県を経由した間接補助により交付する。

※ 都道府県においては、都道府県（直接補助）分及び福祉事務所を設置しない町村（間接補助）分のそれぞれの経費について予算措置が必要となるため、留意願いたい。



イ 補助金の執行スケジュール

平成 31 年度における補助金の執行スケジュールの予定については、平成 31 年 4 月 1 日付事務連絡「児童扶養手当システム改修事業に係る補助金及び未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に係る補助金に関する当面の執行手続きについて」のとおりであるため、確認願いたい。

また、平成 31 年度において、事業の円滑な実施及び早期執行のため、事務費及びシステム整備費については、補助金の交付申請に先立って、事前協議を実施することとしている。事前協議書の提出については、①平成 31 年 4 月 3 日付事務連絡「平成 31 年度母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金給付事務費分）の交付申請に係る事前協議について」及び②同日付事務連絡「平成 31 年度（平成 30 年度からの繰越分）母子家庭等対策総合支援事業費国庫補助金（児童扶養手当システム改修事業分）の交付申請に係る事前協議について」により依頼したところであるが、各都道府県等においては提出期限（①については 2019 年 5 月 17 日（金）、②については 2019 年 5 月 31 日（金））までに提出をお願いする。

（7）都道府県に対する事務委任

未婚の臨時給付金に係る補助金の執行に当たっては、母子家庭等対策総合支援事業費補助金の事業として位置付けられていることから、都道府県に補助金の交付に関する事務の一部（交付申請のとりまとめ等）について協力をお願いする。

7. 広報

広報について、可能な限り児童扶養手当と併せて実施することが効率的であると考えるが、具体的な広報の方法については以下のとおりである。

なお、未婚の臨時給付金の支給要件等に関する広報を行っていただくための広報チラシの参考例をお示ししているので、各自治体において活用されたい。

また、未婚の臨時給付金の支給事務における児童扶養手当の情報の利用に当たっては、各自治体の一般的な個人情報の取扱いに応じ必要となる手続（個人情報の目的外の利用及び他機関への提供について当該自治体の個人情報保護審議会への諮問等の手続を要求している場合には、当該手続）が必要と考えられるため、留意願いたい。

（1）住民に直接申請を促す方法

住民に直接申請を促す方法として、各自治体の規模・実情等に応じて、以下の取組が考えられる。

（取組例）

- ・児童扶養手当受給者への現況届のお知らせ時における申請書等の同封
- ・2019 年 8 月以降基準日までの間に新規認定請求を行った者又は他の自治体から転入した者について、児童扶養手当の届出を受け付ける際における未婚の臨時給付

金の案内の実施

(2) 一般的な周知方法

各自治体での申請開始時期、手續等を一般的に周知する方法として、各自治体の規模・実情等に応じて、以下の取組が考えられる。

(取組例)

- ・一般的広報（各自治体の広報誌掲載等）
- ・窓口におけるリーフレットの配布等
- ・専用ホームページの開設（各自治体における申請開始時期、申請手続、連絡窓口等を掲載）

給付金の支給手続き(基本的な流れ)

●申請先：●市役所 ●課
 「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金」窓口
 ※2019年1月分の児童扶養手当を●市から支給される方が対象です。
 ※申請時の提出書類は●市への窓口に提出、または郵送により提出ください。
 ※児童扶養手当の現況届の手続きを行う方は、現況届の手続きに併せて申込。給付金の申請手続きも同時に進行します。

●申請期間：2019年●月●日（●）～●月●日（●）

●提出物：〔申請書〕 戸籍謄本（抄本）

本人確認書類
 マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し
 指定した口座が確認できる書類
 金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）がわかる通帳やキャッシュカードの写し
 ※児童扶養手当の受給口座を指定する場合は、これらの確認書類は不要です。

●支給額：17,500円

●支給期間：2019年●月●日（●）～●月●日（●）

●支給時期：原則として、2020年1月に支給

（支給対象者 イメージ）

児童扶養手当の受給者である
 （離婚・死別）
 （未婚）
 前年所得・公的年金等が、児童扶養手当の全額支給停止となる額以上

※受給資格の有無のご確認は
 お問い合わせ窓口へお問い合わせください。

支給要件

- 支給対象者

次のすべての要件を満たす方が対象です。

①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母
 ②基準日（2019年10月31日）において、これまでに結婚（法律婚）をしたことがない方
 ③基準日（2019年10月31日）において、事業婚をしていない方または事業婚の相手方の生死が明らかでない方

※支給対象者が基準日（2019年10月31日）の翌日以後に亡くなられた場合は、その他の児童扶養手当の対象となるお子さんに給付金を支給します。
- 支給額 17,500円

対象者診断チャート

※このチャートはあくまで一般的な場合を想定しています。ご不明な点は●市役所までお問い合わせください。

給付金のお知らせ

未婚の児童扶養手当受給者の方に、給付金が支給されます！

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

児童扶養手当の受給者のうち、未婚のひとり親の方に対し、2019年度に臨時・特別の措置として、給付金を支給します。

支給額 17,500円

申請期間 2019年●月●日（●）～●月●日（●）

支給時期 原則として、2020年1月に支給

Q 基準日（2019年10月31日）の翌日以後に婚姻等した場合はどうなりますか。

A 基準日（2019年10月31日）において給付金の支給要件に該当している場合は、基準日（2019年10月31日）の翌日以後に婚姻等したことにより、児童扶養手当の資格を喪失した場合であっても、給付金の対象となります。

Q 基準日（2019年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合の申請先はどうなりますか。

A 基準日（2019年10月31日）の翌日以後に他の自治体に転出（引っ越し）した場合であっても、2019年11月分の児童扶養手当を支給する自治体（基本的に、転出（引っ越し）前の自治体）が申請先となります。

Q 現在、未婚で出産した子を育てていますが、過去に婚姻（法律婚）をしたことがあります。この場合、給付金の対象になりますか。

A 今回の給付金は、基準日（2019年10月31日）において、これまでに婚姻（法律婚）をしたことがない方を対象としていますので、過去に婚姻（法律婚）をしたことがある場合は、給付金の対象にはなりません。

ご注意

- 原則として、申請期間外の申請は受け付けられませんのでご注意ください。
- 申請期間などは、各都道府県・市区町村により異なります。●市以外が申請先となる方は、事前にその都道府県・市区町村に問い合わせるか、ホームページなどで確認するようにしてください。
- 基準日（2019年10月31日）より前に給付金の申請を行った方で、基準日までの間に児童扶養手当の資格を喪失された方や、他の自治体に転出された方は、申請取下けの手続きを行ってください。
- 他の自治体に転出された方は、転出先の自治体で再び申請を行っていただく必要があります。
- 詳細を確認したい場合や、ご不明点について、●市にご連絡ください。

8. その他

(1) 行政不服審査

未婚の臨時給付金の法的性格は、民法上の贈与契約であり、未婚の臨時給付金の支給は行政処分ではないので、不服申立て等の対象とはならないものと考えられる。

(2) 時効

未婚の臨時給付金の法的性格は、民法上の贈与契約であり、何らかの事由により返還が発生した場合には、当該返還に係る債権の法的性格は私法上の債権と解されるため、当該債権の時効は民法の規定によることになるものと考えられる。

(3) 申請者の負担軽減に対する配慮

未婚の臨時給付金の申請に当たって、支給対象者に過度な負担が生じないよう、各都道府県等において適切に配慮願いたい。

※ 法律婚をしていないことを確認するための書類については、申請時の本籍地の戸籍謄本（抄本）と、これまでに婚姻をしたことがない旨の誓約書の提出を求める上で差し支えないこととしている。これ以外に各都道府県等の判断で必要な書類の提出を求める場合には、申請者の負担を考慮し慎重に検討いただきたい。

※ 申請の受付に当たっては、児童扶養手当の手続の機会を適宜活用し、効率的に行っていただきたい。また、当該手続時において未婚の臨時給付金の提出書類が揃っていないかった等の事情により申請書の受理ができなかった場合には、郵送での申請を認めるなど、柔軟に対応いただきたい。

石狩市未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給要領」(平成31年4月1日付け子発0401第9号厚生労働省子ども家庭局長通知)に基づき、子どもの貧困に対応するため、未婚のひとり親に対して、臨時・特別の給付措置として実施する、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業に関し、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 前条の目的を達するために、石狩市によって贈与される給付金をいう。
- 二 支給対象者 別記1に掲げる未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金が支給される者をいう。

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等)

第3条 石狩市は、支給対象者に対し、この要綱の定めるところにより、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

- 2 前項の規定により支給対象者に対して支給する未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の金額は、1万7千5百円とする。

(申請受付開始日及び申請期限)

第4条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金に係る石狩市の申請受付開始日は、次条第2項各号に掲げる申請方式ごとに石狩市長が別に定める日とする。

- 2 申請期限は、やむを得ない場合を除き、前項の規定により定められた申請受付開始日のうち最も早い日から6か月とする。

(申請及び支給の方式)

第5条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、別記2の規定に基づき、別紙様式の申請書(以下「申請書」という。)により申請を行う。

- 2 申請者による申請及び石狩市による支給は、次の各号に掲げる方式のいずれかにより行う。この場合、第3号に掲げる申請方式は、申請者が金融機関に

口座を開設していないこと、金融機関から著しく離れた場所に居住していることその他第1号又は第2号に掲げる方式による支給が困難な場合に限り行う。

- 一 郵送申請方式 申請者が申請書を郵送により石狩市に提出し、石狩市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - 二 窓口申請方式 申請者が申請書を石狩市の窓口に提出し、石狩市が申請者から通知された金融機関の口座に振り込む方式
 - 三 窓口現金受領方式 申請者が申請書を郵送により、又は石狩市の窓口において石狩市に提出し、石狩市が当該窓口で現金を交付することにより支給する方式
- 3 石狩市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、戸籍謄本その他の書類を提出させること等により、当該申請者が別記1に掲げる支給対象者に該当するか確認を行う。
- 4 石狩市長は、第1項の規定による申請の際、必要に応じて、公的身分証明書の写し等を提出させ、又は提示させること等により、当該申請者の本人確認を行う。

(代理による申請)

第6条 代理により前条第1項の申請を行うことができる者は、当該申請者の指定した者であると認められる者その他石狩市長が別に定める方法により適当と認める者とする。

(支給の決定)

第7条 石狩市長は、第5条第1項の規定により提出された申請書を受理したときは、令和元年10月31日の翌日以後、速やかに内容を確認の上、支給を決定し、当該支給対象者に対し、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金を支給する。

(未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給等に関する周知)

第8条 石狩市長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金支給事業の実施に当たり、支給対象者の要件、申請の方法、申請受付開始日等の事業の概要について、広報その他の方法による住民への周知を行う。

(申請が行われなかつた場合等の取扱い)

第9条 石狩市長が前条の規定による周知を行つたにもかかわらず、支給対象者から第4条第2項の申請期限までに第5条第1項の申請が行われなかつた

場合、当該支給対象者が未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

- 2 石狩市長が第7条の規定による支給決定を行った後、申請書の不備による振込不能等があり、石狩市が確認等に努めたにもかかわらず、申請書の補正が行われないことその他支給対象者の責に帰すべき事由により支給ができなかったときは、当該申請は取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第10条 石狩市長は、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた後に支給対象者の要件に該当しなくなった者又は偽りその他不正の手段により未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受けた者に対し、支給を行った未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第11条 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第12条 この要綱の実施のために必要な事項は、石狩市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和元年8月1日から施行する。

別記（第2条、第5条関係）

1 支給対象者

- (1) 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金（以下「給付金」という。）は、令和元年11月分の児童扶養手当法（昭和36年法律第238号）による児童扶養手当（以下「児童扶養手当」という。）の支給に係る監護等児童（同法第5条第2項に規定する監護等児童をいう。以下同じ。）の父又は母（当該児童扶養手当の支給を受ける者に限る。）のうち、令和元年10月31日（以下「基準日」という。）において婚姻をしたことがない者で、基準日において婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者がいないもの又は基準日において当該父若しくは母と当該事情にあった者の生死が明らかでないものに対して支給する。
- (2) (1)の規定にかかわらず、給付金は、次の表の左欄に掲げる場合について、同表の右欄に掲げる者に対して支給する。ただし、既に(1)に規定する者に対して給付金の支給が決定されている場合には、この限りでない。

| | |
|--|---------------------------|
| (1)に規定する者が死亡した場合（この(2)の規定により給付金を支給される者が、当該者に対して給付金の支給が決定される日までの間に死亡した場合を含む。） | 基準日において左欄に掲げる者の監護等児童であった者 |
|--|---------------------------|

2 支給の申請

- (1) 石狩市から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者は、石狩市に対して支給の申請を行う。
- (2) 国から令和元年11月分の児童扶養手当を支給される者であって、石狩市が基準日における住所地であるものは、石狩市に対して支給の申請を行う。
- (3) (1)及び(2)の規定にかかわらず、次に掲げる者は、石狩市に対して支給の申請を行う。

1の(2)の表の左欄に掲げる場合における同表の右欄に掲げる者（当該者に係る1の(1)に規定する者がこの2の規定により、石狩市に対して支給の申請を行うこととなる場合に限る。）

様式(第5条関係)

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

令和元年11月分の児童扶養手当支給等(見込み)市区町村

石狩市長 あて

受付印

1. 申請・請求者

記入日 年 月 日

| | | | |
|---------------------------------------|-----|----------------|--------|
| (フリガナ) 氏名 | 性別 | 生年月日 | 現住所 |
| | 男・女 | 昭和・平成 年 月 日 | 電話 () |
| * 記名押印に代えて署名することができます。 | | | 証書番号 |
| ※下記の3.【誓約・同意事項】(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。 | | | |

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。
【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

| 金融機関名 | 支店名 | 分類 | 口座番号 (右詰めでお書きください。) | (フリガナ) 口座名義 |
|--|---------------------|------------|------------------------|----------------|
| 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連 | 本・支店 本・支所 出張所 | 1普通 2当座 | | |
| 金融機関番号 | 店番号 | | | |

※ゆうちょ銀行を選択された場合は、「振込用の店名・預金種目・口座番号(7桁)」(通帳見開き下部に記載)を記入してください。

※長期間入出金のない口座を記入しないでください。

※金融機関の口座がない方、金融機関から著しく離れた場所に住んでいる方は、

担当窓口(0133-72-3128)にご相談ください。

3. 【誓約・同意事項】

(1)基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことはありません。

(2)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当します。

(支給要件)

①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母

②基準日において、これまでに婚姻(婚姻の届出をしたもの。)をしたことがない者

③基準日において、事実婚をしていない者又は事実婚の相手方の生死が明らかでない者

(3)未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件の該当性等を審査するため、石狩市が必要な税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めるに同意します。

(4)公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。

(5)この申請書は、石狩市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。

(6)石狩市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、〇〇までに、石狩市が申請・請求者に連絡・確認できない場合には、石狩市は当該申請が取り下げられたものとみなします。

(7)給付金の支給後、平成30年の所得額が変更となり児童扶養手当の所得制限限度額以上になった場合など、未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

(裏面も必ず確認してください。)

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

申請内容確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は、本人確認書類を提出してください。)

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し

未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金 申請書(請求書)

令和元年11月分

令和元年11月分の児童扶養手当受給者の氏名・性別・生年月日・電話番号を記入してください。

(その方が亡くなられた場合は、代わりに給付金を受け取る子どもの氏名などを記入してください。)

付印

1. 申請・請求者

記入日 令和元年11月11日

| | | | |
|--|----------------|-------------------------|--|
| (フリガナ) 氏名 イシカリ ハナコ 石狩 花子 | 性別 男・女 男 | 生年月日 昭和・平成 3年4月5日 | 現住所 石狩市花川北6条1丁目10番地2 電話 0133(12)3456 |
| * 記名押印に代えて署名することができます。 | | | |
| ※下記の3.【誓約・同意事項】(1)~(7)に誓約・同意の上、申請します。 証書番号 12345678 | | | |

2. 受取方法(希望する受取方法のチェック欄(□)に『✓』を入れて、必要事項を記入してください。)

A 児童扶養手当振込口座への振込みを希望(受取口座記入欄への記入は不要です。)

B 指定の金融機関口座(原則、1.の申請・請求者の口座とします。)への振込みを希望

※Bを選択した場合は本人確認書類と振込先金融機関口座確認書類の両方を添付してください(裏面を確認してください)。

【受取口座記入欄】受取方法としてBを選んだ場合のみ記入してください。

| 金融機関名 石狩 | 支店名 はまなす | 分類 普通 2当座 | 口座番号 (右端めで書きください。) 1 2 3 4 5 6 7 | (フリガナ) 口座名義 イシカリ ハナコ 石狩 花子 |
|--|---------------------|-----------------|--|-------------------------------------|
| 1.銀行 5.農協 2.金庫 6.漁協 3.信組 7.信漁連 4.信連 | 本・支所 本・支所 出張所 | | | |

【受取方法にBを選択した場合のみ】

「申請・請求者」欄に記載された方の口座についてご記入ください。

支店名・口座名義人フリガナ欄等、すべての項目について必ずご記入ください。

※ 裏面の「本人確認書類」および「振込先金融機関口座確認書類」をお忘れなく！！

(支給要件)

- ①2019年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父又は母
- ②基準日においてこれまでに婚姻(婚姻の届出をした者の)をしたことがない者

【ご注意ください！】

- ・申請期限までに申請が行われなかった場合、給付金の支給を受けることを辞退したものとみなします。
- ・申請書が提出されていても、銀行口座の未記入など申請書の不備により市で振込ができないときや、申請書の補正が行われない等の事由により支給ができなかった場合には、申請自体が取り下げられたものとみなします。

支給要件確認書類

※戸籍その他必要な書類

【戸籍について】

今回の給付金については、申請者全員が申請時点での戸籍謄本の提出が必要です。戸籍謄本は、申請者の「本籍地」※でしか取得できませんのでご注意ください。

※未婚で出生届を出した場合、母が任意の市町村を「本籍地」に指定しています。不明な場合は、住民票（本籍地省略無し）を取得することで判ります。

※マイナンバーカード、住民基本台帳カード、運転免許証、旅券等の写し

振込先金融機関口座確認書類

(2. 受取方法にBを選択した場合は提出してください。)

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる通帳やキャッシュカードの写し